

下館市・関城町・明野町・協和町合併協議会の協議内容

協議事項	慣行の取扱い	関係項目
調整方針	1 市章について 【選択肢】 (1)新市において定めるものとする。 (2)合併時までに公募し、協議会においてあらかじめ決定する。 2 市の花・木については、新市において定めるものとする。 3 市民憲章については、新市において定めるものとする。 4 宣言については、新市において定めるものとする。 5 表彰については、新市において新たな制度を創設するものとする。 6 名誉市民表彰については、新市において新たな制度を創設するものとする。 ただし、合併前の名誉市町民については、新市に引き継ぐものとする。	

(参考資料1) 4市町の現況

区分	下館市	関城町	明野町	協和町	具体的な調整内容
市町章	 <p>下館市のシ、モ、ダ、テを組み合わせて、産業都市としての「槌」「宝」を中に配し、市の発展表徴したものの。</p>	 <p>関城町の「セキ」を図案化し、円形は梨・スサを象徴、中心に「正」を配したものの。</p>	 <p>明野町の「ア」を図案化し、町の和と発展を象徴したものの。</p>	 <p>協和町の「き」の字を図案化し、上の翼は大空に羽ばたくおとり、下の円は町の円満と平和を意味したものの。</p>	【選択肢】 (1)新市において定める。 または (2)合併時までに公募し、協議会においてあらかじめ決定する。
市町の花	バラ	ナシの花	芙蓉	あじさい	新市において定める。
市町の木	サクラ	けやき	金もくせい	サクラ	新市において定める。
区分	下館市	関城町	明野町	協和町	具体的な調整内容

<p>市町民憲章</p>	<p>【趣旨】 ひとりひとりがしあわせなら、一家が平和になり、一家が平和なら、市も県も国も平和に栄える。 わたしたちは、不幸な人をなくし、市の平和と繁栄をはかるため、市民憲章を定めて、市の発展につとめます。</p> <p>【本文】 1 たがいに助け合い、理解しあい、しあわせと平和のまちをつくりましょう。 1 交通事故と公害のない、楽しいまちをつくりましょう。 1 豊かな郷土を愛し、明るく力あふれるまちをつくりましょう。 1 健康で、清潔な、美しいまちをつくりましょう。 1 としよりと子どものしあわせを守り、住みよいまちをつくりましょう。</p>	<p>【趣旨】 ふるさとの風土と歴史を受け継ぎ、連帯と調和の精神をもって、町勢の発展と明るく住みよい郷土づくりをめざす。</p> <p>【本文】 1 自然を愛し、みどり豊かな美しいまちをつくりましょう。 1 からだをきたえ、健康で明るいまちをつくりましょう。 1 伝統をうけつぎ、未来をひらく活力あるまちをつくりましょう。 1 互いに思いやり、助け合って住みよいまちをつくりましょう。 1 教養を高め、文化のかおる平和なまちをつくりましょう。</p>	<p>未制定</p>	<p>【趣旨】 わたくしたちは、紫峰筑波をあおぎ、清らかな小貝の流れと緑多い自然に恵まれた豊かな大地、そして古い歴史を持つ協和の町民です。 わたくしたちは、このふるさとをこよなく愛し、さらに住みよい町づくりを求めて、ここに町民憲章を定めます。</p> <p>【本文】 1 郷土を愛し、緑豊かな美しい町をつくりましょう。 1 人の和を広げ、健康で明るい町をつくりましょう。 1 きまりを守り、仕事に励む住みよい町をつくりましょう。 1 教養をみがき、心を深め文化の香りある町をつくりましょう。 1 たがいに心を合わせ、希望に満ちたしあわせな町をつくりましょう。</p>	<p>新市において定める。</p>
<p>宣 言</p>	<p>交通安全 交通事故防止モデル市 非核平和 人間環境都市</p>	<p>未制定</p>	<p>交通安全 暴走族追放 シートベルト着用 子どもの生活安全 青色申告・期限内納税</p>	<p>暴走族追放 飲酒運転追放 シートベルト着用 脳卒中半減対策</p>	<p>新市において定める。</p>
<p>区 分</p>	<p>下 館 市</p>	<p>関 城 町</p>	<p>明 野 町</p>	<p>協 和 町</p>	<p>具体的な調整内容</p>

<p>功勞・善行表彰</p>	<p>下館市表彰条例 【目的】 市の発展に寄与し、衆人の模範と認められる者の表彰について定める。 【種類】 功勞者表彰 (1) 多年にわたり市の発展に尽力し、功勞顯著である者 (2) 特別職として満12年以上に達した者 (3) 市職員で勤続満20年以上に達し、勤務成績が優秀な者 (1)のうち功勞が特別に顯著であるもの、(2)の職にあって満16年以上に達した者については、特別功勞者として表彰する。 一般表彰 内容等に応じ、記念品を添えて表彰する。 寄付者表彰 私財を市に寄付した者を行う。 (1) 個人：100万円以上の金員又はこれに相当する物件 (2) 団体：200万円以上の金員又はこれに相当する物件 市民荣誉賞 【目的】 市民に夢と希望を与え、郷土の誇りとして広く敬愛される者に荣誉をたたえる 【対象分野】 芸術、科学、スポーツ、社会福祉、災害救助その他の善行</p>	<p>関城町表彰規則 【目的】 町の発展に寄与し、町民の模範と認められる行為があった者を表彰する。 【種類】 第1種表彰 (1) 町長の職にあって10年以上在職した者 (2) 議会議員、助役、収入役の職にあって15年以上在職した者 (3) 議会の同意を得て選任される各種委員の職にあって20年以上在職した者 (4) 町の公共事業に尽力し、その功績が特に顯著な者 (5) 町の公益のため、200万円以上の金品を寄付した者 第2種表彰 (1) 町長の職にあって8年以上在職した者 (2) 議会議員、助役、収入役の職にあって12年以上在職した者 (3) 議会の同意を得て選任される各種委員の職にあって15年以上在職した者 (4) 町の職員にあって25年以上在職し、特に成績顯著な者 (5) 町の公共事業に尽力し、その功績が顯著な者 (6) 町民の模範となるような善行をした者 (7) 町の公益のため、100万円以上の金品を寄付した者 団体に対しても準用する</p>	<p>明野町表彰条例 【目的】 町政振興に寄与し、衆人の模範と認められる者を表彰する。 【種類】 功勞者表彰 (1) 町長の職にあって10年以上在職した者 (2) 議会議員、助役、収入役の職にあって15年以上在職した者 (3) 議会の同意を得て選任される各種委員の職にあって20年以上在職した者 (4) 町非常勤職員で30年以上在職し、誠実勤勉に職務精励した者 (5) 町の公益のため、300万円以上の金品を寄付した者 善行表彰 (1) 町の公益事業に尽力し、成績顯著な者 (2) 町民の模範となる善行をした者 (3) 町の公益のため、50万円以上の金品を寄付した者 団体に対しても準用する</p>	<p>未制定</p>	<p>新市において新たな制度を創設する。</p>
<p>区分</p>	<p>下館市</p>	<p>関城町</p>	<p>明野町</p>	<p>協和町</p>	<p>具体的な調整内容</p>

<p>名誉市町民表彰</p>	<p>下館市名誉市民条例 【目的】 市の発展に著しく貢献した者の功績と榮譽をたたえ、市民の敬慕の情をあらわす。 【決定方法】 市議会の議決により決定する。 【贈与の方法】 下館市名誉市民の称号及び名誉市民章を贈る。 名誉市民の決定は、市の公告式によって公示し、下館市名誉市民台帳に登録して履歴を明らかにしておくなければならない。 【待遇】 (1)その功績を長く伝える方法を講ずること (2)市の公の式典への参列 (3)市の施設の使用に対する便宜の供与 (4)死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (5)その他市長が必要と認める待遇</p>	<p>未制定</p>	<p>明野町名誉町民条例 【目的】 町の発展に著しく貢献した者に対し、その功績と榮譽をたたえる 【条件】 (1)町の住民、居住していた者、出身者であること (2)地方自治の振興に顕著な功績があったこと (3)町民が郷土の誇りとして、尊敬する者であること 【顕彰】 町公告式条例により公示する。 町長の賞状をもって顕彰し、記念章を贈る。 【待遇】 (1)その功績を永く伝える方法を講ずること (2)町の公の式典に招待すること (3)死去の際には相当の礼をもって弔意すること (4)その他町長が必要と認める待遇をすること。</p>	<p>協和町名誉町民条例 【目的】 町の発展に著しく貢献した者の功績と榮譽をたたえ、町民の敬慕の情をあらわす 【称号・資格】 (1)町民または町に縁故の深い者で、地方自治の振興に顕著な貢献をなし、広く町民の敬仰の目的となっている者に対し、称号を贈る。 【顕彰】 町の公告式によって公示し、広報に掲載しその功績を顕彰する。 【待遇】 (1)その功績を長く伝える方法を講ずること (2)町の公の式典への参列 (3)町の施設の使用に対する便宜の供与 (4)死去の際における相当の礼をもってする弔慶 (5)その他町長が必要と認める待遇</p>	<p>新市において新たな制度を創設する。</p>
<p>名誉市町民</p>	<p>板谷 波山（陶芸家） 関 彰（元商工会議所会頭） 松岡 龍雄（元市長） 森田 茂（洋画家） 中尾 喜久（元自治医大学長）</p>	<p>未制定</p>	<p>松岡 龍雄（篤志寄付） 沼口 惣五郎（篤志寄付） 赤城 宗徳（元衆議院議員） 加倉井 正利（元町長）</p>	<p>該当者なし</p>	<p>新市に引き継ぐ。</p>